

琉球大學留學生中心 與 國立雲林科技大學國際事務處  
學生交流協定書

為促進教育與研究上之交流，國立雲林科技大學國際事務處與琉球大學留學生中心雙方以平等互惠為原則，同意正式建立學生交流之合作關係，並就下列協議內容達成共識：

1. 交換學生之員額  
在本協定下，任一方得以薦送及接受來自對方學校之交換學生，交換學生人數每學年以不超過五名為限。
2. 交流期間  
交換學生於接受方學校之交換期間，原則上以一年以內為限。
3. 交換學生之甄選與錄取程序  
參與此交換計畫之學生需由薦送方學校進行初步之甄選，而接受方學校則保有最終許可交換學生入學之權力。
4. 修習計畫  
任一方需考量個別交換學生不同之學業背景及意願，提供並安排合適之課程以供修習。
5. 交換學生之身份  
任一方所接受之交換學生，其身份定義為非一般生，且無法自接受方學校獲得任何學位之証書。
6. 學業成績及學分認定  
接受方學校依據交換學生之修課狀況，於學期結束後將成績單寄發至薦送方學校。薦送方學校可根據本身之規定與要求，給予交換學生學分之採認。
7. 學費免收之優惠  
接受方學校依本協定之規定，免收交換學生申請費、入學費，以及學雜費用。
8. 經費自付部份  
交換學生需自行負擔旅費、住宿費及醫療保險之費用。
9. 住宿協助  
接受方學校應盡力提供交換學生適當並安全之住宿環境，以供交換學生選擇。
10. 本協定並無提供交換學生獎學金之保證，然雙方應盡可能提供有助於學生經濟支援之獎學金資訊予對方學校。
11. 為免造成任一方之不便或損失，本協定若欲修訂內容或終止合約，需於雙方共同討論並取得共識後始得生效。
12. 本協定在雙方簽約代表於協議書上簽名後開始生效，協定之有效期間為五年。若一方欲中止協定，需於六個月前提出告知聲明，否則本協定於屆滿後自動延續下一個五年之有效期間。
13. 本協定以中文版及日文版各一份為正本。中文版本與日文版本具有同等效力。

琉球大學  
留學生中心主任  
大城常夫

署名 大城常夫

日期 2005 年 9 月 21 日

國立雲林科技大學  
國際事務處處長  
汪島軍

署名 汪島軍

日期 2005 年 9 月 21 日

# 琉球大学留学生センターと国立雲林科技大学国際事務局と の学生交流に関する協定書

国立雲林科技大学国際事務局と琉球大学留学生センターは、学生交流が両大学の学問、研究の促進と相互理解を深め、両大学の発展に寄与することを希望し、学部学生間の交流に関し、両者の合意に基づき次のとおり協定を締結する。

## 1. 学生数

交流する学生は年間5名以内とする。

## 2. 交流期間

交流する学生の受け入れ大学における在学期間は、原則として1年以内とする。

## 3. 交流する学生の選考及び入学

交流する学生は、派遣大学が選考し、その入学許可の決定は受け入れ大学が行うものとする。

## 4. 履修プログラム

交流する学生の適切な履修プログラムは、当該学生の学習歴及び志望を考慮して受け入れ大学により決定される。

## 5. 学生の身分

交流する学生の身分は、非正規生とする。

## 6. 学業記録及び認定

受け入れ大学は、交流した学生の学業記録を派遣大学に提出し、派遣大学は、規則に基づいてそれを認定する。

## 7. 授業料等の不徴収

受け入れ大学は、交流する学生の検定料、入学料及び授業料を徴収しないものとする。

## 8. 経費の負担

旅費、宿舍費および医療費については、交流する学生の負担によるものとする。

## 9. 宿泊施設

受け入れ大学は、適当な宿泊施設の確保に可能な限りの努力を払うものとする。

10. 本協定は、奨学金の給付を条件としない。両大学は、交流する学生を経済的に助成する奨学金についての情報を提供するように努力する。

11. 本協定は相互の同意により改正または廃止することができる。ただし、この場合、他方の不利益とならないよう双方が十分協議した後に限るものとする。

12. 本協定は、両大学の代表者が署名した日から効力を発し、5年間有効とする。ただし、いずれか一方の大学から、6ヶ月前までに廃止の申し出がない限り、以後同期間ずつ更新するものとする。

13. 協定書は、中国語と日本語で作成され、両文書は等しく正文とする。

琉球大学  
留学生センター長  
大城常夫

国立雲林科技大学  
国際事務局局長  
汪島軍

署名 大城 常夫  
日付 2005年 9月21日

署名 汪 島 軍  
日付 2005年 9月21日